

乙第39号議案

令和7年第7回沖縄県議会(定例会)議案

(その4)

令和7年12月8日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号		ペー ジ
乙 第 39 号 議 案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第1条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。第3項及び第6条第2項において同じ。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下この項において「給特条例」という。）の規定による教職調整額の支給及び給特条例第6条第2項の適用並びに沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の給特条例第3条第1項及び第3項並びに第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年12月8日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正、人事委員会の給与勧告、他の都道府県の教育職員の給与の状況等を考慮し、教育職員に支給する教職調整額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。